

個表番号: ②

統計法(H19法53)
 統計法施行令(S24政令130)
 法令名: 経済産業省生産動態統計調査規則(S28省令11)
 経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則(S55省令30)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
法9、18 生動規則 9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務(調査票の配布)	法定受託	統計法第16条の規定を受け、基幹統計調査に関して地方公共団体の長等が行う事務は、統計法施行令4条において、原則、法定受託事務とされているため。 都道府県が実施する同様の事務も法定受託事務としている。					
法9、18 生動規則 11	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務(調査票の受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出)	法定受託	統計法第16条の規定を受け、基幹統計調査に関して地方公共団体の長等が行う事務は、統計法施行令4条において、原則、法定受託事務とされているため。 都道府県が実施する同様の事務も法定受託事務としている。					
法9、18 生動規則 13②	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務(期日に従った経済産業大臣への調査票の提出)	法定受託	統計法第16条の規定を受け、基幹統計調査に関して地方公共団体の長等が行う事務は、統計法施行令4条において、原則、法定受託事務とされているため。 都道府県が実施する同様の事務も法定受託事務としている。					
法9、18 生動規則 16	経済産業省生産動態統計調査の統計調査員の設置に係る事務	自治事務	統計法施行令4条において、調査員の設置に係る事務は、法定受託事務から除外されているため。					
法9、18 生動規則 20②	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務(保存期間に従った調査票の保存)	法定受託	統計法第16条の規定を受け、基幹統計調査に関して地方公共団体の長等が行う事務は、統計法施行令4条において、原則、法定受託事務とされているため。 都道府県が実施する同様の事務も法定受託事務としている。					

統計法(H19法53)
 統計法施行令(S24政令130)
 経済産業省生産動態統計調査規則(S28省令11)
 経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則(S55省令30)

個表番号: ②

法令名:

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
法9、18 石消規則 8	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査の実施に係る事務(調査票の配布)	法定受託	統計法第16条の規定を受け、基幹統計調査に関して地方公共団体の長等が行う事務は、統計法施行令4条において、原則、法定受託事務とされているため。 都道府県が実施する同様の事務も法定受託事務としている。					
法9、18 石消規則 9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査の実施に係る事務(調査票の受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出)	法定受託	統計法第16条の規定を受け、基幹統計調査に関して地方公共団体の長等が行う事務は、統計法施行令4条において、原則、法定受託事務とされているため。 都道府県が実施する同様の事務も法定受託事務としている。					
法9、18 石消規則 10②	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査の実施に係る事務(ファイルへの記録による経済産業大臣への調査票の提出)	法定受託	統計法第16条の規定を受け、基幹統計調査に関して地方公共団体の長等が行う事務は、統計法施行令4条において、原則、法定受託事務とされているため。 都道府県が実施する同様の事務も法定受託事務としている。					
法9、18 石消規則 20②	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査の実施に係る事務(保存期間に従った調査票の保存)	法定受託	統計法第16条の規定を受け、基幹統計調査に関して地方公共団体の長等が行う事務は、統計法施行令4条において、原則、法定受託事務とされているため。 都道府県が実施する同様の事務も法定受託事務としている。					

個表番号: ③

法令名: 商工会議所法(S28法143)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であるため。					
△△②	〇〇販売事業の登録					指示	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、国に関与を認めるのが適当である。	
□□②	報告の徴収			○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			
27①	設立の認可					事前協議 ※		※「地方分権改革推進委員会」から政府に対して出された「第1次勧告」(H20.5.28)及び「第2次勧告」(H20.12.8)において、「商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する」とこととされている。したがって、移譲に当たっては、所要の規制緩和(届出性への変更等)が条件。
27③	設立の認可に当たっての都道府県への意見の聴取					※		同上

個表番号: ③

法令名: 商工会議所法(S28法143)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
28	設立の認可又は不認可の通知					※		同上
46②	定款変更の認可(第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものに限る)					事前協議 ※		同上
<27③>	商工会議所の定款変更の認可に当たっての都道府県知事への意見の聴取 ※46④において準用					※		同上
<28>	定款変更の認可又は不認可の通知 ※46④において					※		同上
58①	報告の徴収及び検査					事後報告 ※		同上
59①	警告及び業務の一部の停止					事後報告 ※		同上
59②	地区の変更又は解散の勧告					事前協議 指示 ※		同上

個表番号: ③

法令名: 商工会議所法(S28法143)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
60②	解散の認可					事前協議 ※		同上
<28>	解散の認可又は不認可の通知 ※60④において準用					※		同上
60の2②	合併の認可					事前協議 ※		同上
<27③>	合併の認可に当たっての 都道府県への意見の聴取 ※60の2⑤において準用					※		同上
<28>	合併の認可又は不認可の通知 ※60の2⑤において準用					※		同上
61	清算人の選任					事前協議 ※		同上
62①②	財産処分の方法の認可					事前協議 ※		同上

個表番号: ③

法令名: 商工会議所法(S28法143)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
<28>	財産処分の方法の認可又は不認可の通知 ※62④において準用					事前協議 ※		同上
62の3	清算終了の届出の受理					※		同上
	検査及び業務の一部停止に係る経済産業大臣への報告又は受理					※		同上

個表番号: ⑤

法令名: 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
法8	特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認(エンジェル税制対象企業及び個人投資家の要件(租税特別措置法37の13、37の13の2及び41の19による課税の特例を受ける為の要件)の確認)			○	移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。	事前協議	同事務の移譲に係る国の関与の検討に当たっては、事前協議を始め、その在り方について財務省・税務当局との調整が不可欠である。	国税に関する業務を地方の広域的实施体制に移譲することを検討するものであることから、事務の区分・国の関与の在り方に係る枠組み等につき、財務省・税務当局との調整が必要不可欠。

個表番号: ⑦

法令名: 工業用水道事業法(S33法84)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
7	氏名等の変更の届出の受理(地域公共団体以外の者による)					事後報告	工業用水道事業者の事業の実態を把握する必要があるため。	
8②	地方公共団体以外の者による事業の承継の届出受理					事後報告	工業用水道事業者の事業の実態を把握する必要があるため。	
9①	事業休止及び廃止の届出の受理					事後報告	工業用水道事業者の事業の実態を把握する必要があるため。	
13	給水開始前の届出の受理					事後報告	工業用水道事業者の事業の実態を把握する必要があるため。	
21①②	自家用工業用水道の布設・変更・廃止の届出の受理					事後報告	工業用水道事業者の事業の実態を把握する必要があるため。	
23①②	工業用水道事業及び自家用工業用水道に関する報告の受理					事後報告	工業用水道事業者の事業の実態を把握する必要があるため。	

個表番号: ⑤

法令名: 航空機製造事業法(S27法237)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
6②	航空機の製造方法に関する設備及び作業者の技術の検定			○	移譲後も大臣に残る権限(第六条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			
<6②>	航空機の修理方法に関する設備及び作業者の技術の検定 ※9②において準用			○	移譲後も大臣に残る権限(第六条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事前協議	当該事務については、高度な安全性が求められる航空機の検定を行うものであり、全国的な統一基準のもと、同事務を実施する必要があるため、国の関与を認めるのが適当である。	

個表番号: ⑰

法令名: ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(H4法53号)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
3	募集の届出	法定				事後報告6②	<p>会員制ゴルフ場事業においては、会員の所在がゴルフ場の所在地と一致しないことも多く、広域性が認められる。また、会員制ゴルフ場事業者は全国的に事業を展開することも多い。このため、事業者の届出等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。</p> <p>したがって、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)</p>	
4	募集の届出(保証委託後)	法定				事後報告6②	<p>会員制ゴルフ場事業においては、会員の所在がゴルフ場の所在地と一致しないことも多く、広域性が認められる。また、会員制ゴルフ場事業者は全国的に事業を展開することも多い。このため、事業者の届出等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。</p> <p>したがって、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)</p>	

個表番号: ⑱

法令名: 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
令13⑱	都道府県が処理する事務の報告	法定						

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
11	前払式割賦販売業に係る許可	法定		○	法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。	事前協議、同意(c)	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。	
15③	前払式割賦販売業に係る不許可通知	法定				事後報告6②	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
18の6②	前払式割賦販売業に係る地位の承継に関する届出	法定				事後報告6②	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
19①	前払式割賦販売業に係る許可申請書記載事項の変更届出	法定				事後報告6②	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
19②	前払式割賦販売業に係る約款変更の届出	法定				事後報告6②	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	

個表番号: ⑱

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
19③	前払式割賦販売業に係る約款変更命令	法定		○		事前協議 指示 (k)、同意 (c)	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	
20①	前払式割賦販売業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)	法定		○		事前協議 指示 (k)、同意 (c)	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	

個表番号: ⑱

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
20②	前払式割賦販売業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)の取消	法定		○		事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	
20の2①	前払式割賦販売業に係る改善命令	法定		○		事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	

個表番号: ⑱

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
23①	前払式割賦販売業に係る許可取消	法定		○	法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。	事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	
23②	前払式割賦販売業に係る契約締結の禁止及び許可取消	法定		○	法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。	事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
23⑤	前払式割賦販売業に係る許可取消の通知	法定				事後報告6②	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
24	前払式割賦販売業に係る処分の公示(許可取消)	法定				事後報告6②	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
26①	前払式割賦販売業に係る営業廃止届	法定				事後報告6②	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
<24>	前払式割賦販売業に係る営業廃止の公示 ※26②において準用	法定				事後報告6②	前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
35の3の61	前払式特定取引業に係る許可	法定		○	法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。	事前協議、同意(c)	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当)。	
<15③>	前払式特定取引業に係る不許可通知 ※35の3の62において準用	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
<18の6②>	前払式特定取引業に係る地位の承継に関する届出 ※35の3の62において準用	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
<19①>	前払式特定取引業に係る許可申請書記載事項の変更届出 ※35の3の62において準用	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
<19②>	前払式特定取引業に係る約款変更の届出 ※35の3の62において準用	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
<19③>	前払式特定取引業に係る約款変更命令 ※35の3の62において準用	法定		○		事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	
<20①>	前払式特定取引業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反) ※35の3の62において準用	法定		○		事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	

個表番号: ⑱

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
<20②>	前払式特定取引業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)の取消 ※35の3の62において準用	法定		○		事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	
<20の2①>	前払式特定取引業に係る改善命令 ※法35の3の62において準用	法定		○		事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	

個表番号: ⑱

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
<23①>	前払式特定取引業に係る許可取消 ※35の3の62において準用	法定		○	法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。	事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	
<23②>	前払式特定取引業に係る契約締結の禁止及び許可取消 ※35の3の62において準用	法定		○	法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。	事前協議 指示 (k)、同意(c)	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき、国に対する「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
<23⑤>	前払式特定取引業に係る許可取消の通知 ※35の3の62において準用)	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
<24>	前払式特定取引業に係る処分の公示(許可取消) ※35の3の62において準用)	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
<26①>	前払式特定取引業に係る営業廃止届 ※35の3の62において準用)	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
<26②>	前払式特定取引業に係る営業廃止の公示 ※35の3の62において準用	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。)	
39の2	信用購入あっせん業に係る登録等に関する意見聴取	法定		○		指示(k)事後報告6②	クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分、事業者の登録等に係る事務は国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」及び「事後報告」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(k)及び「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。 なお、この場合の「同意」は承認、「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	

個表番号: ①9

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
39の3	信用購入あっせん業に係る経済産業大臣への意見の処理	法定		○		指示(k) 事後報告6②	クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分、事業者の登録等に係る事務は国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」及び「事後報告」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進計画」のメルクマール(k)及び「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。 なお、この場合の「同意」は承認、「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。	
39の4	信用購入あっせん業に係る関係行政機関への照会等	法定				事後報告6②	前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがある。このため、事業者の許可等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。	

個表番号: ㊦

法令名: 中心市街地の活性化に関する法律(H10法92)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)の認定	法定		○	移譲後も事業者に対し、大臣が全国的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要がある。	事前協議 事後報告	当該事務の結果を踏まえ、国の財政・法制上の特例措置を講ずるため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。	
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)の変更認定等	法定		○	移譲後も事業者に対し、大臣が全国的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要がある。	事前協議 事後報告	当該事務の結果を踏まえ、国の財政・法制上の特例措置を講ずるため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。	
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)の認定	法定		○	移譲後も事業者に対し、大臣が全国的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要がある。	事前協議 事後報告	当該事務の結果を踏まえ、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずるため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。	
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)の変更認定等	法定		○	移譲後も事業者に対し、大臣が全国的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要がある。	事前協議 事後報告	当該事務の結果を踏まえ、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずるため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。	
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(特定商業施設等整備事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	法定		○		指示 事後報告	当該事務の結果を踏まえ、国の財政・法制上の特例措置を講ずるか否かを判断するため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。	
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(中小小売商業高度化事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	法定		○		指示 事後報告	当該事務の結果を踏まえ、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずるか否かを判断するため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。	

個表番号: ㉑

法令名: 採石法(S25法291)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
規則11	業務の状況に関する報告	法定受託	法律の目的である災害防止や、岩石採取の事業の健全な発展を達成するために行う当該業務は、天然資源の適正管理に関する事務に該当(「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」メルクマール(2)②)するため。	○	法律の目的を達成するために必要な業務状況の報告を求める本条項は、法律所管省として直接当該者に権限を行使することも可能とする必要があるため。			

【方針】

- ①当該定期報告書の提出先を地域連合の長とする。なお、経済産業大臣が報告を求めることを妨げない。
- ②地域連合は、管轄毎に当該報告書に記載されている採石事業者数、採石場数、岩石の種類別生産量、資本金別従業員数、災害の種類別発生件数等について矛盾点がないかチェックするとともに、数値データ化し取りまとめ、本省へ提出すること。
- ③当該定期報告は採石法施行時(昭和26年)から規定されており、今後も継続すること。

【規定方法】

- ・類似規定を有する他法令の規定方法と合わせる。
- (案1)法律は改正せず、規則第11条を改正し、例えば「法第42条第1項に規定する報告のうち、定期報告については・・・」と法律根拠を明確にすることを追記する。
- (案2)採石法を改正し、当該定期報告を明記するとともに詳細事項は省令で定めることを追記する。
- (案3)現状どおり法律根拠条文なく、規則第11条のみで定める。

【懸案事項1】

- ・当該定期報告書の取りまとめ作業を地域連合が行うとともに、その取りまとめを本省に提出することを担保する法令の書きぶり(またはその方法)。
- ・採石法第34条の7において、大臣は関係地方公共団体の長に対し必要な資料の提出等を求めることができるが、この条文で当該報告書の取りまとめを地域連合に行わせることができるのか検討が必要。

【懸案事項2】

- ・現在、規則第11条に規定する報告書を提出しない者に対しては特段罰則を掛けていないが、今後法改正で採石法第42条第1項(報告及び検査)に基づく省令規定となると明らかに罰則(法第44条第3号:3万円以下の罰金)事項となり、事業者が混乱。
- (法第44条第3号を改正し定期報告の未提出については罰則がつかないように書き分けることも一案。)

【参考:定期報告業務の実態】

- ・事業者は毎年定期(3月末)に当該業務状況報告書(全国で約3,000採取場)を管轄の経済産業局長に提出。
- ・各経済産業局では、当該報告書に記載されている採石事業者数、採石場数、岩石の種類別生産量、資本金別従業員数、災害の種類別発生件数等について矛盾点がないかチェックするとともに、数値データ化し取りまとめ(膨大な作業)、本省へ提出している。
- ・本省は全国分のデータを取りまとめ冊子作成やHPへ掲載するほか、中小企業セーフティネット政策等に毎年度活用。

編表番号：〇-〇

法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	権限移譲後					その他	
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与		修正の理由
規則14の2①	生産(確認)揮発油品質維持計画の認定に係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	
規則14の6①	生産(確認)揮発油品質維持計画の変更の届出に係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	
規則14の7①	生産(確認)揮発油品質維持計画の終了日の変更認定に係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	
規則14の8	生産(確認)揮発油品質維持計画の取消しに係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	
規則17の2①	揮発油特定加工品質確認計画の認定に係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	
規則17の3②	揮発油特定加工品質確認計画の規格適合確認の届出に係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	
規則17の5①	揮発油特定加工品質確認計画変更の認定に係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	
規則17の6①	揮発油特定加工品質確認計画変更の届出に係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	
規則17の7①	揮発油特定加工品質確認計画の終了日の変更認定に係る業務	法定受託	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。	有	粗悪品の広域的な流通等、迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要である。	指示	同事務は、揮発油製品の品質確保の必要性から、国民の生命、安全に直接関係する事務であり、国の関与を認めるのが適当である。	

個表番号: ㉔

法令名: 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(H14法62)

条項	事務内容	権限移譲後						その他 備考
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
9②	新エネルギー等発電設備の認定	法定受託	RPS法廃止のため、議論の対象外。			事前協議	RPS法廃止のため、議論の対象外。	
9④	新エネルギー等発電設備の取消							作業は、現行の「RPS管理システム」を通じて行っていただくこととなる。
9⑤	新エネルギー等発電設備の変更認定							同上
9⑤	新エネルギー等発電設備の廃止届出							同上
9⑤	新エネルギー等発電設備の氏名等変更届出							同上
12①	新エネルギー等発電設備に係る報告徴収							同上
12②	新エネルギー等発電設備に係る立入検査							同上

個表番号: ㊸

法令名: 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20法33)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
法12② 規則 9①～ ③	経済産業大臣の認定 の取消し	法定		○				国の関与等については、財務省との調整が必要
法12② 規則 12⑬	経済産業大臣の確認 (各種報告に係るもの)	法定		○				同上
法12② 規則 13①	経済産業大臣の確認 (経営承継贈与者の 相続が開始した場合 に係るもの)	法定		○				同上
法12② 規則 13④	経済産業大臣の確認 の取消し(経営承継贈 与者の相続が開始し た場合に係るもの)	法定		○				同上
法15 規則 16①	経済産業大臣の確認 (指導及び助言に係る もの)	法定		○				同上
法15 規則 17①	経済産業大臣の変更 の確認(特定後継者 の変更に係るもの)	法定		○				同上
法15 規則 17②	経済産業大臣の変更 の確認(特定後継者 が支障なく取得するた めの具体的な計画の 変更に係るもの)	法定		○				同上

個表番号: ㊦

法令名: 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20法33)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
法15 規則 18①	経済産業大臣の確認の取消し(第16条第1項の確認(第17条第1項又は第2項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認)に係るもの)	法定		○				同上
法12② 震災特例省令 2	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認及び確認の取消し	法定		○				同上
法12② 震災特例省令 3	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認に係る報告受理	法定		○				同上

個表番号: ㉓

法令名: 下請代金支払遅延等防止法(S31法120)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
9②	親事業者若しくは下請事業者に対する報告徴収又は立入検査の実施						指示 事後報告	<p>左記、「指示」とは、現行地方自治法上の「指示」のように、行いうる場合が限定されるような「指示」ではなく、事務の実施に当たって、国が必要と認める場合に確実にできる「指示」(立入検査先、検査の方法、指導の内容等)であることが必要。また、報告についても確実に報告がなされるよう、義務づけをすることが必要。当該指示権限及び報告の義務付けが認められない場合には広域的实施体制への事務の移譲は認められない。</p>